

町職員の給与等の状況

大磯町では、事務職員、保育士、幼稚園教諭、消防士など約280人のこうした町の職員の給与や勤務状況などを「大磯町人事行政の運営等の（詳細は、町ホームページ及び町民情報コーナーで閲覧できます。）

給与のしくみ

●職員給与のしくみ

町職員に支給される給与は、毎月支給される給料・各種手当と、退職時に支給される退職手当などから成り立っています。これは地方自治法および地方公務員法の規定に基づき、町議会の審議を経て定められた条例に基づいて支給しています。

●給与の決定のしくみ

町職員の給与も、民間と同様に給与改定が行われます。平成18年4月には、平均4.8%、最大7%の給料月額を減額を行っています。この給与改定については、生計費および国や他自治体の職員給与、民間企業従業員の給与などを考慮し、その均衡を図るため、人事院が行う給与改定勧告(国家公務員が行う給与勧告)に準じて決定されています。

<一般行政職>

税務職員、保健師、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員以外の事務職員です。

<技能労務職>

給食調理、環境整備、自動車運転、道路作業などに従事する職員です。

<一般会計>

地方公共団体の基本となる会計であり、特定事業（国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道）に関連する特別会計で管理すべき経費は、含まれておりません。

一般行政職の初任給（平成19年4月1日現在）

区分	大磯町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	173,500円	185,200円	170,200円	182,200円
高校卒	145,400円	155,900円	138,400円	146,700円

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	大磯町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
H19.4.1現在	一般行政職	341,479円 43.3歳	325,724円 40.7歳	
	技能労務職	281,646円 52.5歳	287,094円 48.8歳	
H18.4.1現在	一般行政職	347,815円 43.2歳	328,477円 40.4歳	
	技能労務職	280,100円 51.5歳	286,500円 48.4歳	

一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
H19.4.1現在 大学卒	該当なし	303,500円	345,200円
一般行政職 高校卒	該当なし	該当なし	296,700円

人件費状況（平成18年度一般会計決算）

住民基本台帳人口（年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B）／（A）
33,503人	7,890,813千円	288,838千円	2,285,431千円	29.0%

※人件費には町長、助役、収入役、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

給与の種類とその内容（平成19年4月1日現在）

給与の種類	給 料		職 務、職責に応じた給料表に定める額		
	地域手当	支給率	地域手当＝（給料＋扶養手当＋管理職手当）×支給率		
毎月支給されるもの	地域手当	3%			
	扶養手当	扶養家族の構成に応じて支給する手当			
		配偶者	13,600円		
		配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,500円		
住居手当	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円			
	その他の扶養親族	5,000円			
通勤手当	借家などの居住者に支給する手当（27,000円限度）				
	交通機関利用	6ヶ月定期相当分を年2回支給			
管理職手当	交通用具利用	片道2Km以上の距離に応じ毎月支給（20,900円限度）			
	管理職の職責（副主幹級以上）に応じた手当	管理職手当＝給料×支給率			
勤務実績支給	時間外手当	支給率	階級	部長級 15%	
				課長級 14%	
	特殊勤務手当	副主幹級 12%			
		正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する手当			
その他	災害救急作業等に従事する消防職員のみ	に支給			
	火災その他の災害に出動	200円/回			
	救急事故に出動し、被救助者の救出、救助	200円/回			
その他	救急事故に出動中、救急救命士法に基づく処置	510円/回			
	夜間勤務手当、休日勤務手当など				
	期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当			
		平成18年度支給月数	6月期	12月期	合計
期末手当		1.400月分	1.600月分	3.00月分	
勤勉手当	0.725月分	0.725月分	1.45月分		
合計	2.125月分	2.325月分	4.45月分		

退職手当の支給割合（平成19年4月1日現在）

勤続年数	大磯町		国	
	自己都合	定年・勲奨	自己都合	定年・勲奨
勤続20年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
勤続30年	41.50月	50.70月	41.50月	50.70月
勤続35年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
最高限度	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月

※支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。